

令和6年度第2回太陽光発電設備設置審議会結果概要

開催日時	令和6年8月26日(月) 9時30分～10時00分
開催場所 及び出席者	本庁舎 第1会議室 ○審議会委員(桜木委員、伊丹委員、佐藤(孝)委員、田中委員、佐藤(高)委員、湯沢委員) ○事務局(環境森林課長、環境政策係長、環境政策係員)
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について(諮問) (2) 次回審議会の日程調整について 4 その他 5 閉会
審議結果	(1) 太陽光発電設備設置の申請に係る許可について 議案第2号について、許可相当とする。 (2) 次回の日程調整について 令和6年11月25日(月)9時30分から開催する。

令和6年度第2回太陽光発電設備設置審議会での意見等

太陽光発電設備設置の申請に係る許可について

No.	委員からの意見等	回答等
1	事業区域真ん中付近を横断する市道5-4555線沿いにもフェンスが設置されるのか。	市道5-4555線沿いにフェンスは設置せず、事業区域を囲む様にフェンスを設置する予定です。また、市道上に構造物を占有して設置できないので、市道上はフェンスを設置しません。
2	事業区域内に切土盛土があるが、土砂の搬入搬出はないのか。	区域内で切土した分に対応するため、搬入搬出はありません。
3	事業区域に倉庫が残っているが何に使うのか。	事業区域内にある倉庫以外の建築物を解体し、その廃材を倉庫に保管します。
4	横断図に建物の一部ではなく全部を記載して欲しい。	今後、事業区域内に建築物を残す事案がありましたら、事業者に指導します。
5	貯留池の上にパネルがあるが、貯留池の清掃などの維持管理上問題はないのか。	具体的な清掃方法などを確認していませんが、架台を調整し十分な高さを設けて太陽光発電設備を設置するので支障はないと考えます。

6	貯留池の水はどうなるのか。	集水柵から塩化ビニール管を通して、隣接する市道側溝に排水します。
7	市道の管理者の了解は得ているのか。	道路管理者の土木管理課と事業者が調整して進めています。
8	779-2の一笔を外した意図は。	具体的な意図は確認していませんが、当該土地が畑であり、手続きに時間を要するためと推察します。
9	渋川市では太陽光発電設備のケーブルの盗難は発生していないか。また、届出書などの提出は必要ないのか。	条例上、市に提出の必要がないため、盗難の発生を把握していません。仮に盗難の連絡があった場合は、警察に相談するようご案内します。